**┏┓
┗■１．権利に基づく闘い　　　　　　(連載その４)
　｜　　祝島漁民が漁業権を行使して成果－
　｜    上関原発ボーリング調査中断
　｜　　日本の民衆運動で「権利に基づく闘い」の事例は多くない
　｜　　今後に期待
　└────　2020.3.15 熊本一規（明治学院大学名誉教授）**
◎　昨年12月16日に中国電力が中断を発表して以来、上関原発予定
海域でのボーリング調査は中断されています。祝島漁民が漁業権を
行使した成果です。
　漁業権行使により工事等を止めた事例は初めてではありません。
羽田沖埋立、諌早湾導流堤工事、佐伯市大入島埋立等、十数例で
埋立工事等を止めたことがあります。
　ダムでも、球磨川で、川辺川ダムを中止に、荒瀬ダムを撤去に、
それぞれ追い込みました（詳しくは『よみがえれ!清流球磨川』
緑風出版2011年を参照）。

　「事業者と民の関係」において権利者が権利を行使する手法は、
埋立・ダムにおいてのみならず、他の領域でも有効です。
　にもかかわらず、日本の民衆運動で「権利に基づく闘い」の事例は、
決して多くありません。
　築地市場の豊洲移転の際、相談を受けて仲卸業者等が営業権を
持つことを指摘しましたが、驚いたことに、それまで卸売市場の
業者に「営業権」の認識は皆無でした。
　「営業権に基づく闘い」は一定の成果を挙げつつありますが、
営業の許認可権を行政に握られ、また、営業場所を指定される
ためでしょうか、権利者の立上りは今一つの状態が続いています。

　築地市場問題への関わりが契機になって、都市計画道路問題にも
関わるよう依頼されました。都市計画道路に指定されたために、
道路拡幅で立退きが強いられ、生活が脅かされる問題です。
　この問題でも、驚いたことに、「事業者と民の関係」において
土地所有権等の権利に基づいて闘った事例は皆無に近いことが
わかりました。

◎　都市計画法は昭和43年に新法が制定され、大正８年制定の
旧法から切り替えられました。しかし、旧法下での都市計画決定は
新法で決定されたものとみなされ、「旧法下での決定→事業化」が
東京都等で強行されています。
　この手続きは、適正手続き（権利者に「告知・聴聞の機会」を
与えること等）を義務づけた憲法31条（適正手続の保障）に違反
しています。適正手続を欠いた手続きで財産権を侵害することは
憲法29条（財産権の保障）違反です。
　「西荻窪の道路拡張を考える会」では、憲法31条・29条違反を
掲げて反対する方針を決めました。
　武蔵野の「女子大通りを考える会」では、「権利に基づく闘い」に
ふさわしい規約を作成しています。
　「西荻窪の道路拡張を考える会」は、３月18日午後２時から
都庁第一本庁舎６階で記者会見を開きます。

◎　「権利に基づく闘い」に関心をお持ちの方のご参加を期待して
います（記者会見等について詳しくは私のホームページ
<http://kumamoto84.net> をご参照ください）。